

美馬市・つるぎ町

こども版 障がい福祉のしおり



美馬市・つるぎ町障がい者自立支援協議会

令和7年4月版

も く じ

1. 相談窓口 P1～

2. ライフステージにおける支援体制 P2～

3. 障害福祉サービスを使うときは？ P8～

4. 障がい児が利用できる福祉サービス等 P11～

- ★ 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 P12
- ★ 児童発達支援センター・障がい児通所支援事業所 P13-14
- ★ 障がい児入所施設 P15
- ★ 居宅介護(ホームヘルプ) P16
- ★ 行動援護 P17
- ★ 短期入所 P18
- ★ 日中一時支援事業 P19
- ★ 移動支援 P20-21
- ★ 訪問入浴 P22
- ★ 訪問看護 P23

5. 生活に必要なもの P24～

- ★ 補装具・日常生活用具 P25

6. 手帳について P26～

- ★ 療育手帳 P27
- ★ 身体障害者手帳 P28
- ★ 精神障害者保健福祉手帳 P29

7. 医療費について P30～

- ★ 児童の医療費助成制度 P31
- ★ 重度心身障がい者医療 P32
- ★ 自立支援医療(育成医療) P33
- ★ 自立支援医療(精神通院) P34
- ★ 小児慢性特定疾病医療費助成制度 P35

8. 手当について P36～

- ★ 障害児手当・特別児童扶養手当 P37

9. 就学・発達相談・診断について P38～

- ★ 就学や生活に関わる相談 P39-42
- ★ 母子保健事業 P43
- ★ 巡回療育相談 P44
- ★ 発達相談 P45
- ★ 診断 P46-47
- ★ 小児リハビリ P48

お子さんの発達に心配なことがある時や障がいがあると分かったら・・・



1. 相談窓口



西部こども女性相談センター

美馬市穴吹町穴吹字明連 23

TEL:0883-53-3110



発達障がい者総合支援センターアイリス

美馬市美馬町字大宮西100-4

TEL:0883-63-5211



美馬保健所

美馬市穴吹町穴吹字明連23

TEL:0883-52-1018



美馬市こども家庭センター

(美馬市子どもすこやか課内)

美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

TEL:0883-52-2333



美馬市子どもすこやか課

美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

TEL:0883-52-5606



美馬市長寿・障がい福祉課

美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

TEL:0883-52-5614



つるぎ町福祉課

美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地

TEL:0883-62-3116



つるぎ町保健センター

美馬郡つるぎ町貞光字中須賀68-1

TEL:0883-62-3313



障害者支援センター小星園

美馬市脇町字小星748-1

TEL:0883-52-0262



障害者支援センター かしがおか

美馬市脇町字拝原2853-1

TEL:0883-52-2584

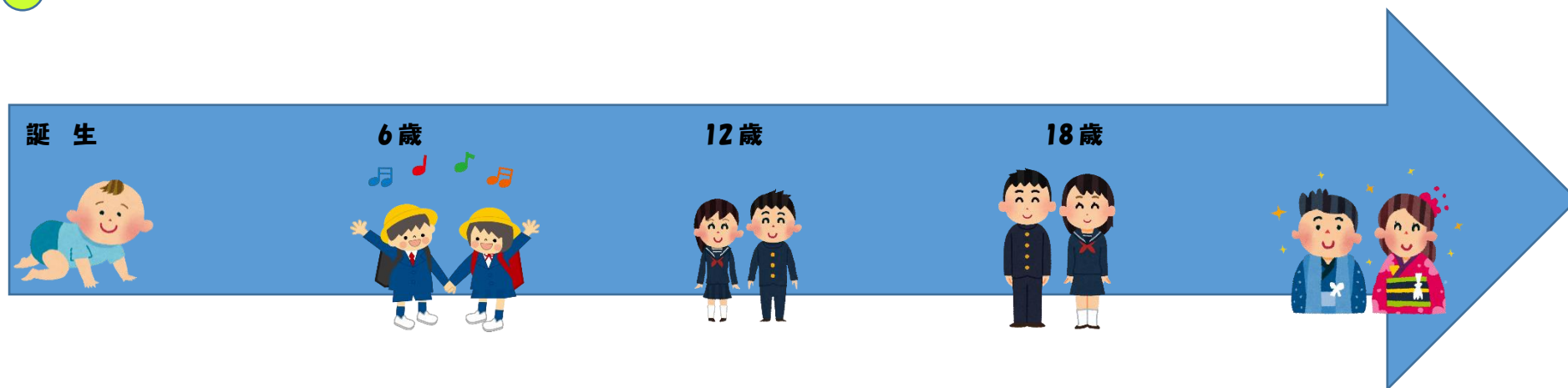


相談支援センターイノセント

美馬市脇町馬木字銚子場1182-1

TEL:0883-53-3300

2. ライフステージにおける支援体制



肢体不自由

(重症心身障がい児も含む)

誕生



6歳



12歳



18歳



早期発見

早期療育

福祉と教育の連携

生活支援・就労支援

自立支援医療（育成）・重度心身障がい者医療・みまこ医療費助成制度・子どもはぐくみ医療費

自立支援医療（更生）・重度心身障がい者医療

乳幼児健診



《美馬市長寿・障がい福祉課、つるぎ町福祉課》

・相談支援・補装具・日常生活用具・自立支援協議会・福祉サービス利用支援（支給決定）

保育所

幼稚園

認定こども園

板野支援学校・鴨島支援学校・ひのみね支援学校

池田支援学校（小学部・中学部・高等部）

池田支援学校美馬分校（高等部）



小学校

（特別支援学級）

（通級指導教室）

中学校

（特別支援学級）

高等学校

障害児相談支援

医療型障害児入所施設（福祉型）

医療型児童発達支援（福祉型）

放課後等デイサービス（主として重心児）

生活支援

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・短期入所
- ・移動支援
- ・重度障害者等包括支援
- ・日中一時支援
- ・訪問入浴



就労支援

- ・障害者職業センター
- ・美馬公共職業安定所（ハローワーク）
- ・障害者就業・生活支援センターはくあい
- ・障害者相談支援事業所（小星園・かしがおか・まいか・イノセント）



相談支援

療養介護（病院）・障害者支援施設
・グループホーム

居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・重度障害者等包括支援・短期入所・機能訓練・就労移行支援・就労継続支援・日中一時支援・移動支援・訪問入浴・地域活動支援センター
成年後見制度・日常生活自立支援事業

医療機関

- ・徳島赤十字ひのみね医療療育センター
- ・独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター
- ・独立行政法人国立病院機構徳島病院



視覚障がい

誕生



6歳



12歳



18歳



早期発見

早期療育

福祉と教育の連携

生活支援・就労支援

自立支援医療（育成）・重度心身障がい者医療・みまこ医療費助成制度・子どもはぐくみ医療費

自立支援医療（更生）・重度心身障がい者医療

乳幼児健診



《美馬市長寿・障がい福祉課、つるぎ町福祉課》

・相談支援・補装具・日常生活用具・自立支援協議会・福祉サービス利用支援（支給決定）

保育所

幼稚園

認定こども園

徳島視覚支援学校

（幼稚部・小学部・中学部・高等部）



小学校

（特別支援学級）
（通級指導教室）

中学校

（特別支援学級）

高等学校

就労支援

- ・障害者職業センター
- ・美馬公共職業安定所（ハローワーク）
- ・障害者就業・生活支援センターはくあい
- ・障害者相談支援事業所（小星園・かしがおか・まいか・イノセント）



医療機関

- ・徳島大学病院
- ・徳島市民病院
- ・徳島県立中央病院



保育所等訪問

障害児相談支援

福祉型障害児入所施設

福祉型児童発達支援

放課後等デイサービス

生活支援

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・同行援護
- ・短期入所
- ・意思疎通支援
- ・日中一時支援
- ・移動支援
- ・盲導犬



相談支援

生活介護・障害者支援施設・グループホーム

居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・短期入所・自立訓練（機能訓練）・就労移行支援・就労継続支援・意思疎通支援・日中一時支援・移動支援・地域活動支援センター
成年後見制度・日常生活自立支援事業

聴覚障がい

誕生



6歳



12歳



18歳



早期発見

早期療育

福祉と教育の連携

生活支援・就労支援

自立支援医療（育成）・重度心身障がい者医療・みまこ医療費助成制度・子どもはぐくみ医療費

自立支援医療（更生）・重度心身障がい者医療

乳幼児健診



《美馬市長寿・障がい福祉課、つるぎ町福祉課》

・相談支援・補装具・日常生活用具・自立支援協議会・福祉サービス利用支援（支給決定）

保育所

幼稚園

認定こども園

徳島聴覚支援学校
（幼稚部・小学部・中学部・高等部）

小学校
（特別支援学級）
（通級指導教室）

中学校
（特別支援学級）

高等学校



就労支援

- ・障害者職業センター
- ・美馬公共職業安定所（ハローワーク）
- ・障害者就業・生活支援センターはくあい
- ・障害者相談支援事業所（小星園・かしがおか・まいか・イノセント）



医療機関

- ・徳島大学病院
- ・徳島県立中央病院
- ・徳島赤十字病院
- ・宇高耳鼻咽喉科医院



保育所等訪問

障害児相談支援

福祉型障害児入所施設

福祉型児童発達支援

放課後等テイスサービス

生活支援

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・短期入所
- ・意思疎通支援
- ・日中一時支援
- ・移動支援
- ・聴導犬



相談支援

生活介護・障害者支援施設
・グループホーム

居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・短期入所・自立訓練（機能訓練）・就労移行支援・就労継続支援・意思疎通支援・日中一時支援・移動支援・地域活動支援センター
成年後見制度・日常生活自立支援事業

知的障がい

誕生



6歳



12歳



18歳



早期発見

早期療育

福祉と教育の連携

生活支援・就労支援

自立支援医療（育成）・重度心身障がい者医療・みまこ医療費助成制度・子どもはぐくみ医療費

自立支援医療（更生）・重度心身障がい者医療

乳幼児健診



《美馬市長寿・障がい福祉課、つるぎ町福祉課》

・相談支援・補装具・日常生活用具・自立支援協議会・福祉サービス利用支援（支給決定）

保育所

幼稚園

認定こども園

美馬分校（高等部のみ）・池田・国府・板野・鳴門教育大学付属 各支援学校（小学部・中学部・高等部）

小学校

（特別支援学級）
（通級指導教室）

中学校

（特別支援学級）

高等学校



就労支援

- ・障害者職業センター
- ・美馬公共職業安定所（ハローワーク）
- ・障害者就業・生活支援センターはくあい
- ・障害者相談支援事業所（小星園・かしがおか・まいか・イノセント）



西部こども女性相談センター

・検査、判定

保育所等訪問

障害児相談支援

福祉型障害児入所施設

福祉型児童発達支援

放課後等デイサービス

生活支援

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・行動援護
- ・短期入所
- ・日中一時支援
- ・移動支援



相談支援

生活介護・障害者支援施設

・グループホーム

居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・短期入所・自立訓練（機能訓練）・就労移行支援・就労継続支援・意思疎通支援・日中一時支援・移動支援・地域活動支援センター
成年後見制度・日常生活自立支援事業

医療機関（小児科）

・検査、診断



発達障がい

誕生



6歳



12歳



18歳



早期発見

早期療育

福祉と教育の連携

生活支援・就労支援

自立支援医療（育成）・重度心身障がい者医療・みまこ医療費助成制度・子どもはぐくみ医療費

重度心身障がい者医療

乳幼児健診



《美馬市長寿・障がい福祉課、つるぎ町福祉課》

・相談支援・補装具・日常生活用具・自立支援協議会・福祉サービス利用支援（支給決定）

保育所

幼稚園

認定こども園

みなと高等学園・美馬分校（高等部のみ）・池田・国府・板野・鳴門教育大学付属 各支援学校（小学部・中学部・高等部）
（※みなと高等学園以外は知的障がいを併せ持つ発達障がいの方が対象）

小学校

（特別支援学級）
（通級指導教室）

中学校

（特別支援学級）

高等学校

就労支援

- ・障害者職業センター
- ・美馬公共職業安定所（ハローワーク）
- ・障害者就業・生活支援センターはくあい
- ・障害者相談支援事業所（小星園・かしがわか・まいか・イノセント）



・西部子ども女性相談センター（検査・判定）

・発達障がい者総合支援センターアイリス（相談）

保育所等訪問

障害児相談支援

福祉型障害児入所施設

福祉型児童発達支援

放課後等テイスサービス

生活支援

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・行動援護
- ・短期入所
- ・日中一時支援
- ・移動支援



相談支援

生活介護・障害者支援施設

・グループホーム

居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・短期入所・自立訓練（機能訓練）・就労移行支援・就労継続支援・意思疎通支援・日中一時支援・移動支援・地域活動支援センター
成年後見制度・日常生活自立支援事業

医療機関（小児科）

・検査、診断



3. 障害福祉サービスを使う時は？

◎放課後、預かって欲しい。

◎冠婚葬祭等で一時的に預かって欲しい。

など・・・

そんなときはどうすればいいの？



◇◆サービスの使い方(相談支援利用の流れ)◆◇

1. 相談

サービスについて知りたい
新しくサービスを利用したい
困っていることがある



〈相談先〉

- ・美馬市 長寿・障がい福祉課 (☎0883-52-5614)
- ・つるぎ町 福祉課 (☎0883-62-3116)
- ・相談支援事業所 (10ページ 参照)

2. 申請

〈申請〉

美馬市にお住まいの方:美馬市役所 長寿・障がい福祉課

つるぎ町にお住まいの方:つるぎ町役場 福祉課

*サービス利用のための申請手続きをします。

*お子さんの様子について聞き取り調査をさせていただきます。

〈必要なもの〉

- ①児童と保護者のマイナンバーが分かる書類
- ②窓口申請に来る方の本人確認ができる書類(運転免許証など)
- ③印鑑



相談支援事業所とは…

○サービスのことや悩みについて相談をする
ところです。

○相談支援専門員が自宅などに訪問したり、
電話を使って、現在の悩みや利用したい
サービスなどのお話を聞きます。



3. 支給決定

相談支援事業所が、利用したいサービスについての情報を美馬市またはつるぎ町に提出します。
その後、利用できるサービスの内容や量を記載した受給者証が届きます。

サービス利用開始

相談支援事業所

◇◆相談できるところ◆◇

事業者名	所在地	連絡先	対象
相談支援センター イノセント	美馬市脇町馬木字銚子場 1182-1	0883-53-3300	障がい児・障がい者
障害者支援センター かしがおか	美馬市脇町字拝原 2853-1	0883-52-2584	障がい児・障がい者
障害者支援センター 小星園	美馬市脇町字小星 748-1	0883-52-0262	障がい児・障がい者



4. 障がい児が利用できる福祉サービス



児童発達支援

●事業の概要

- ・日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

●対象児童

- ・集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児

放課後等デイサービス

●事業の概要

- ・授業の終了後又は休校日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上の為に必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。

●対象児童

- ・学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障がい児（＊引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれが ありと認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能）

保育所等訪問支援

●事業の概要

- ・保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応の為に専門的な支援を行う。

●対象児童

- ・保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児
 - ＊「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
 - ＊発達障がい児、その他の気になる児童を対象

障がい児通所支援事業所(児童発達支援センター以外)



市町村	事業所	定員	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	重症心身	住所	電話番号
美馬市	ピース	10		○			美馬市脇町大字猪尻字建神社下南6	0883-52-5269
	こども発達支援事業所イノセント	20	○	○	○		美馬市脇町馬木字銚子場 1182-1	0883-53-3300
	児童デイ ワンハート穴吹	10	○	○			美馬市穴吹町穴吹中 25-1	0883-52-1810
三好市	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス レインボー	10	○	○			三好市三野町芝生字島土井 109-1	0883-77-2231
	多機能型通所支援事業所ひまわり	5	○	○		○	三好市池田町州津井関1121-1	0883-72-1487
東みよし町	障害児通所支援事業所ヴィレッジあこ	10	○	○			三好郡東みよし町加茂 1450	0883-82-4375
	放課後等デイサービスメビウス	10	○	○			三好郡東みよし町加茂 1723	0883-87-7335
	放課後等デイスカイ	20	○	○			三好郡東みよし町昼間 3025-9	0883-87-7560
阿波市	障害児通所支援センターたなごころ吉野	10	○	○			阿波市吉野町柿原字原194-1	088-676-3380
	こどもサポートかしのみ	10	○	○			阿波市阿波町大次郎 34-1	0883-35-2481
	障がい児通所支援事業所きらら	20	○	○			阿波市市場町香美字渡10-1	0883-36-8686
	児童デイ ワンハート阿波	10	○	○			阿波市阿波町野神 72-2	0883-36-1813
	児童デイサービス大きな木	10	○	○			阿波市土成町土成字大木 116-1	088-661-7700
	絆プラスいちば	10	○	○			阿波市市場町大字香美字秋葉本81-5	0883-36-5808

市町村	事業所	定員	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	重症心身	住所	電話番号
吉野川市	児童発達支援事業所どリーむキッズよしの川	10	○	○			吉野川市鴨島町知恵島字知恵島132-31	0883-36-1225
	児童発達支援事業所 たけのこ川島	10	○	○			吉野川市川島町桑村2666-2	0883-36-1702
	ナーシングホームあおいそら	6	○	○		○	吉野川市鴨島町鴨島 876	0883-36-1121
	児童デイ ワンハート	10	○	○			吉野川市鴨島町鴨島字本郷 244-2	0883-36-1810
	きりん教室こうつ	10	○	○	○		吉野川市山川町川田 429-6	0883-30-3746

児童発達支援センター



市町村	事業所	定員	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	居宅訪問型 児童発達支援	住所	電話番号
三好市	児童発達支援センターすぎのこ	40	○	○	○		三好市池田町州津井関 1104-11	0883-72-5223
阿波市	どんぐり	25	○		○	○	阿波市阿波町東長峰 151-1	0883-26-5160
吉野川市	きりん教室よしのがわ	30	○		○		吉野川市鴨島町麻植塚堂床南 241-1	0883-30-0308
				○			吉野川市桑村860	

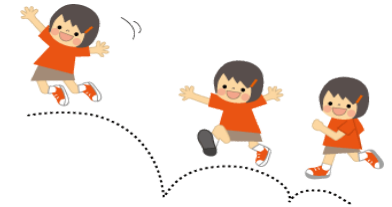
【徳島県】障がい児・者サービス事業所(施設)一覧からの引用

障がい児入所支援

○障がいのある児童が入所し、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

○対象児

- *身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）
- *手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- *3障がい対応を原則とするが、障がいの特性に応じた支援の提供も可能
（ただし、医療型の対象は知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児）



福祉型障がい児入所施設

事業所名	定員	所在地	電話番号
池田学園	40	三好市池田町州津井関 1104-11	0883—72—0490
未来	60	徳島市国府町中 369-1	088—642—4040
障がい者地域生活自立支援センター (ばんそう S&S)児童部	10	海部郡美波町北河内字本村 344-1	0884—77—0434

医療型障がい児入所施設

事業所名	定員	所在地	電話番号
徳島赤十字ひのみね医療療育センター	140	小松島市中田町字新開 4-1	0885—32—0903

指定発達支援医療機関（入所）

事業所名	定員	所在地	電話番号
独立行政法人国立病院機構 とくしま医療センター東病院	156	板野郡板野町大寺字大向北 1-1	088—672—1171
独立行政法人国立病院機構 とくしま医療センター西病院	12	吉野川市鴨島町敷地 1354	0883—24—2161

居宅介護(ホームヘルプ)



◇サービス内容◇

＊ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。障害のある方の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

事業所名	所在地	電話番号
株式会社うだつ うだつ介護センター	美馬市脇町字曾江名 359-18	0883—52—2117
ケアサービス 光	美馬市美馬町字柿木 16-3	0883—63—3584
ケアセンターことばき	美馬市脇町木ノ内 3677-3	0883—52—3378
有限会社 コスモス	美馬市脇町野村 4224-6	0883—53—6611
社会福祉法人 つるぎ町社会福祉協議会	美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇 230-16	0883—62—5073
ゆうゆう屋	美馬郡つるぎ町一字字赤松1317—6	080—2988—2255
美馬市社協 脇町ホームヘルパーステーション	美馬市脇町大字脇町 1265—1 美馬市合同会館	0883—55—0211

【徳島県】障がい児・者サービス事業所(施設)一覧からの引用

行動援護

◇サービス内容◇

＊行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

＊障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある方の社会参加と地域生活を支援します。

事業所名	所在地	電話番号
つるぎ町社会福祉協議会	美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇 230-16	0883—68—8888
ケアセンターことぶき	美馬市脇町木ノ内 3677-3	0883—52—3378

【徳島県】障がい児・者サービス事業所(施設)一覧からの引用



短期入所

◇サービス内容◇

* 自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

* このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っています。

事業所名	所在地	電話番号	備考
池田学園	三好市池田町州津井関1104-11	0883-72-0490	※要相談
博愛ヴィレッジ	三好郡東みよし町西庄字浪内 49-1	0883-82-2871	※要相談
障害者支援施設 野菊の里	吉野川市鴨島町 敷地字井堰1463-1	0883-24-6168	※要相談
未来	徳島市国府町中369-1	088-642-4040	※要相談
独立行政法人国立病院機構 とくしま医療センター東病院	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171	※要相談
徳島赤十字ひのみね医療療育センター	小松島市中田町字新開4-1	0885-32-0903	※要相談

【徳島県】障がい児・者サービス事業所(施設)一覧からの引用



日中一時支援事業

◇サービス内容◇

＊障がい者(児)を一時的に預かり、見守り等の支援を行うことにより、障がい者(児)の日中における活動の場の確保やその家族の就労支援、介護負担の軽減などを図ることを目的とした事業です。

事業所名	所在地	電話番号	備考
障がい者支援施設 すみれ園	阿波市市場町香美字西原245	0883-36-6660	※要相談
かがやき	阿波市市場町香美字渡 10-1	0883-36-7100	※高等部児童のみ受入
野菊の里	吉野川市鴨島町敷地 1463-1	0883-24-6168	※要相談
ピース	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 6	0883-52-5269	※要相談
こども発達支援事業所 イノセント	美馬市脇町馬木字銚子場 1182-1	0883-53-3300	※要相談
博愛ヴィレッジ	三好郡東みよし町西庄字浪内 49-1	0883-82-2871	※要相談
障害者支援施設 箬蔵山荘	三好市池田町州津井関 1121-1	0883-72-1487	土日休み
徳島赤十字ひのみね医療療育センター	小松島市中田町新開 4-1	0885-32-0903	※事前に医師の診察が必要
障害者支援施設 あおばの郷	板野郡上板町神宅字西金屋 36-1	088-694-5777	※要相談

～ご利用に関しては、お住いの市町村(福祉課)にご相談ください～

美馬市役所 長寿障がい福祉課 ☎0883-52-5614
つるぎ町役場 福祉課 ☎0883-62-3116



移動支援



【移動支援事業】 屋外での移動が困難な身体障がい者等が社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動の社会参加のための外出支援を行う移動支援事業を実施しています。このサービスは、市役所等や銀行などの手続き、ショッピング、地域の行事出席などの際に利用でき、外出に係る準備行為や外出中の移動介助、排泄介助などの身体介護的対応を含みます。ただし、通院等には利用できません。

【利用できる方】 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている美馬市・つるぎ町に住所がある重度の方

事業者名	住 所	電 話
ケアセンターことぶき	美馬市脇町木ノ内 3677 番地 3	0883—52—3378
有限会社 コスモス	美馬市脇町野村 4224-6	0883—53—6611
株式会社うだつ うだつ介護センター	美馬市脇町字曾江名 359-18	0883—52—2117
ゆうゆう屋	美馬郡つるぎ町一字字赤松1317—6	080—2988—2255
有限会社 土柱タクシー	阿波市阿波町南整理 144-2	0883—35—2343
合同会社新和会 AWA 介護サービス	阿波市阿波町勝命 453-4	0883—35—6030
ケアサービス光	美馬市美馬町字柿木 16-3	0883—63—3584
ハートこあら	吉野川市山川町湯立320—5	0883—42—6341
ケアセンター大和	美馬市美馬町字ノリコハ18	0883—63—5251

福祉センター エコサポート	阿波市土成町水田字月成184番地	088—679—7652
株式会社 ドレミ	三好郡東みよし町昼間3437-3	0883—79—3830

申請は・・・

美馬市役所 長寿・障がい福祉課

つるぎ町役場 福祉課

☎0883-52-5614

☎0883-62-3116



訪問入浴

■事業内容

- *在宅や施設での入浴が困難な重度身体障がい者(児)を対象に看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障がい者(児)の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。
- *ただし、入院している人や施設入所者、感染症の疾患を有している方などは対象外です。



■利用できる方

- *利用対象者は肢体不自由又は体幹機能障がい有する重度の方で、医師の診断により入浴を許可されている方。
(介護保険適用の方を除く)

事業者名	住 所	電 話
セントケア吉野川	吉野川市川島町三ツ島字北新田 482 番地	0883-26-3120

申請は・・・

美馬市役所 長寿・障がい福祉課
つるぎ町役場 福祉課

☎0883-52-5614
☎0883-62-3116

訪問介護

■内容

＊看護師が自宅に訪問して、その方の病気や障がいに応じた看護を行います。健康状態の悪化防止や、回復に向けてお手伝いします。
主治医の指示を受け、病院と同じような医療処置も行います。

■利用できる方

＊疾病や障がいなどがあり、居宅で療養をしながら生活をされている方で、主治医が**訪問看護**を必要と認めた方です。小児から高齢者まで、年齢等を問わず**訪問看護**を必要とする全ての方を**対象**とします。

事業者名	住 所	電 話	備考
訪問看護ステーションマリル	美馬市脇町大字脇町字大堀777-1	0883-53-6535	利用については要相談
公益社団法人 徳島県看護協会 訪問看護ステーション徳島 サテライト半田	美馬郡つるぎ町半田字中藪 234-1	0883-55-4110	利用については要相談





5. 生活に必要なもの



補装具・日常生活用具

○利用できる方

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方又は難病の指定を受けている方、特定疾患に該当する方で、市町が給付・修理が必要と認めた方となります。

○給付

補装具・・・身体上の障がいを補い、日常生活を送りやすくするための補装具(車いす・座位保持いすなど)の給付と修理

日常生活用具・・・日常生活上の不便さを解消するための日常生活用具(入浴補助用具・特殊マットなど)を給付

※どちらも世帯の課税状況に応じての費用の自己負担があります。

○手続き

事前に申請が必要です。必要書類など詳しくはお問合せください。

申請は・・・

美馬市役所 長寿・障がい福祉課

つるぎ町役場 福祉課

☎0883-52-5614

☎0883-62-3116



6. 手帳について



療育手帳

知的障がいのある方が各種福祉制度を利用するために必要な手帳です。年齢による制限はありませんが、徳島県ではおおむね3歳以上から判定しています。法律で制定された制度ではないため県や政令指定市で名称、取扱が異なります。

■新規申請

- ①申請用紙(申請用紙は美馬市役所又はつるぎ町役場にあります。)
- ②顔写真・・・1年以内のもの、脱帽上半身 たて4cm×よこ3cm
- ③印鑑

■申込先

美馬市役所長寿・障がい福祉課、つるぎ町役場福祉課(お住まいの市町)

個人票を作成しますので出生時、幼児期、学齢期、成人期の状況を確認できる方に来ていただきます。判定は予約の上でこども女性相談センター(18歳未満)または障がい者相談支援センター(18歳以上)で行います。

申請から手帳交付までの期間は最短で2ヶ月、長いと3ヶ月以上となります。(判定検査を受けるのにも時間がかかります。)

■再判定

年齢等により再判定が必要となることがあります。

再判定が近づくと美馬市役所またはつるぎ町役場から連絡があります。

■程度

A1、A2重度と B1、B2中程度の 4 段階

申請は・・・

美馬市役所 長寿・障がい福祉課

つるぎ町役場 福祉課

☎0883-52-5614

☎0883-62-3116

身体障害者手帳

身体障がい者(児)の自立と社会経済活動への参加を促進するための手帳で、障がいの程度により1～6級の手帳が交付されます。

■交付対象 身体障害者

視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能・肝臓機能)に障がいがある方

■必要書類

- ①診断書…指定医の診断書
- ②申請用紙(申請用紙は美馬市役所、各市民サービスセンター、またはつるぎ町役場にあります。)
- ③顔写真…1年以内のもの、脱帽上半身 たて4cm×よこ3cm
- ④マイナンバーが分かる書類(個人番号カード、通知カード、住民票等)
- ⑤印鑑

申請は…

美馬市役所 長寿・障がい福祉課

つるぎ町役場 福祉課

☎0883-52-5614

☎0883-62-3116

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者(児)が、各種の優遇措置等を受けるための手帳で、障がいの程度により1級～3級の区分があります。

■交付対象 精神障がい者(児)

■必要書類

◎診断書(手帳用)にて申請する場合←自立支援医療(精神通院)との同時申請が可能

①申請書

②顔写真・・・1年以内のもの、脱帽上半身 たて4cm×よこ3cm

③診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

④マイナンバーが分かる書類(個人番号カード、通知カード、住民票等)

⑤印鑑

◎障害年金の証書にて申請する場合

①申請書(申請用紙は市役所及び町村役場にあります。)

②顔写真・・・1年以内のもの、脱帽上半身 たて4cm×よこ3cm

③障害年金証書、または通知はがき等の年金番号、年金コードの記載されたもの

④同意書(障害年金に関する照会が行われることに対しての)

⑤マイナンバーが分かる書類(個人番号カード、通知カード、住民票等)

⑥印鑑

※年金証書による申請は「精神障害を理由とした障害年金」を受けている場合のみ申請が可能

■申込先

美馬市役所又はつるぎ町役場

■更新

2年ごとに更新手续が必要です。3ヶ月前から更新申請ができます。

申請は・・・

美馬市役所 長寿・障がい福祉課
つるぎ町役場 福祉課

☎0883-52-5614
☎0883-62-3116



7. 医療費について

児童の医療費助成制度

制度	対象者	助成制度	備考
みまっこ医療 (美馬市)	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※ ただし、こどもを監護している保護者でなければならないなどの受給条件あり	保険適用内の医療費(一部自己負担なし)	・所得制限なし ・入院時の食事代及び保険外医療費は対象外
子どもはぐくみ医療 (つるぎ町)	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※ ただし、児童が婚姻(事実上の婚姻関係も含む)した場合、社会保険の被保険者となった場合は対象外	保険適用内の医療費(一部自己負担なし)	・所得制限なし ・入院時の食事代及び保険外医療費は対象外
養育医療 (美馬市・つるぎ町)	1歳未満で次のいずれかに該当する乳児 ・出生時の体重が2,000g以下 ・体温、呼吸等の機能に異常がある	保険適用内の入院時医療費(所得に応じ一部自己負担あり)	・指定医療機関有り ・養育医療での一部自己負担金はみまっこ医療(美馬市)・子どもはぐくみ医療(つるぎ町)で助成されます
ひとり親家庭等医療 (美馬市・つるぎ町)	・児童を養育するひとり親家庭の母子(父子) ・父母のいない児童(年齢が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	保険適用内の入院時医療費(一部自己負担なし) 児童は通院時医療費も対象	・所得制限あり ・児童扶養手当受給水準の世帯に限る ・入院時の食事代及び保険外医療費は対象外

申請は・・・ 美馬市役所 子どもすこやか課 ☎0883-52-5606

つるぎ町役場 福祉課 ☎0883-62-3116

*つるぎ町にお住まいの方は、養育医療についてはつるぎ町保健センターまでお問い合わせください。

重度心身障がい者医療について

■対象となる方

- ・身体障害者手帳1～2級の交付を受けている方
- ・療育手帳 A 判定の方
- ・重複障がい者の方で重度の方(療育手帳 B1 と身障手帳3, 4級)

※65歳以上75歳未満の方は後期高齢者医療保険に加入することが条件

※所得制限があります。

■助成内容

- ・保険診療の自己負担分(1割若しくは3割)が無料となります。

■申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・身体障害者手帳、療育手帳
- ・マイナンバーが分かる書類(個人番号カード、通知カード、住民票等)
- ・印鑑
- ・本人名義の通帳
- ・所得課税証明書が必要となる場合があります。



申請は・・・

美馬市役所 長寿・障がい福祉課
つるぎ町役場 福祉課

☎0883-52-5614
☎0883-62-3116

自立支援医療(育成)について

■対象となる方

県内に居住する18歳未満の児童で、次に掲げる程度の身体上の障がいをもつ児童又は現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童であつて、手術等により確実な治療効果が期待できる方が対象となります。

■申請時に必要なもの《事前申請が原則》

- ・申請書
- ・育成医療診断書(指定医療機関によるもの)
- ・同意書
- ・保険証(同じ保険に加入している家族全員分)
- ・同じ保険に加入している家族全員のマイナンバーが分かる書類(個人番号カード、通知カード、住民票等)
- ・印鑑

■課税状況で自己負担が異なります。

申請は・・・

美馬市役所 長寿・障がい福祉課
つるぎ町役場 福祉課

☎0883-52-5614
☎0883-62-3116



◇対象内容◇

1. 肢体不自由によるもの
2. 視覚障がいによるもの
3. 聴覚、平衡機能障がいによるもの
4. 音声、言語、そしゃく機能障がいによるもの
5. 心臓障がいによるもの
6. じん臓機能障がいによるもの

※じん臓障がいに対する慢性透析療法及び小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法についても対象となります。

7. 小腸機能障がいによるもの
8. その他内臓障がいによるもの(先天性のものに限る)

※5～8については、手術により将来生活能力を得る見込みのある場合に限ることとし、内科的治療のみの場合は対象外となります。

9. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいによるもの
10. 肝臓機能障がい

自立支援医療(精神通院)について

精神通院医療は精神疾患(てんかんを含む)を有するもので、通院による精神医療を継続的に要する病状であるものに対しその通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

■申請時に必要なもの(精神障害者保健福祉手帳と同時申請が可能)

- ・申請書
- ・精神通院医療診断書
- ・保険証(同じ保険に加入している家族全員分)
- ・同じ保険に加入している家族全員のマイナンバーが分かる書類(個人番号カード、通知カード、住民票等)
※受給者が18歳未満の場合本人と両親のマイナンバーが必要
- ・印鑑
- ・障害年金等の金額が分かる書類(障害年金等受給者のみ)

■課税状況で自己負担が異なります。

◇対象となる精神疾患◇

- 1.病状性を含む器質性精神疾患
- 2.精神作用物質使用による精神及び行動の障がい
- 3.統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい
- 4.気分障害
- 5.てんかん
- 6.神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい
- 7.生理的障がい及び身体要因に関連した行動性症候群
- 8.成人の人格及び行動の障がい
- 9.精神遅滞
- 10.心理的発達の障がい
- 11.小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい

申請は...

美馬市役所 長寿・障がい福祉課

☎0883-52-5614

つるぎ町役場 福祉課

☎0883-62-3116



小児慢性特定疾病医療費助成制度について

この制度は、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、指定医療機関で受けた小児慢性特定疾病にかかる医療費の自己負担の一部を助成する制度です。

- 対象となる方 小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である18歳未満の方が対象です。ただし18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満の方も対象となります。
- 対象となる疾患 対象となる疾病や認定基準などの詳しい情報は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページでご覧いただけます。

対 象 疾 患 群			
1	悪性新生物	9	血液疾患
2	慢性腎疾患	10	免疫疾患
3	慢性呼吸器疾患	11	神経・筋疾患
4	慢性心疾患	12	慢性消化器疾患
5	内分泌疾患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
6	膠原病	14	皮膚疾患
7	糖尿病	15	骨系統疾患
8	先天性代謝異常	16	脈管系疾患

申請・相談窓口 美馬保健所
美馬市穴吹町穴吹字明連 23 ☎0883-52-1016



8. 手当について

障害児福祉手当

身体又は精神の著しい重度の障がいのため常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の障がい児で次のいずれにも該当している方に支給します。

対象児童の目安

①施設(児童福祉施設、身体障害者援護施設等)に入所していないこと

②本人及び扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

支給月額(令和 7 年度) 16,100 円(2月・5月・8月・11月の各月に、前月までの分を支給)

※年度によって支給額は異なります。



特別児童扶養手当

精神、又は身体に障がいのある20歳未満の児童を育てている父母、又は父母にかわって養育している方で次の要件を満たしている方に支給します。

①児童が施設(児童福祉施設、身体障害者援護施設等)に入所していないこと

②本人(父又は母)及び扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

③児童が障がいのために公的年金を受給していないこと

支給額(令和 7 年度) 1級 月額 56,800 円 2級 月額 37,830 円 (4月・8月・11月の各月に、前月までの分を支給)

※年度によって支給額は異なります。

申請は…

美馬市役所 長寿・障がい福祉課

つるぎ町役場 福祉課

☎0883-52-5614

☎0883-62-3116

9. 就学・発達相談・診断について



就学とは、お子さんにとって学校という新しい環境で社会に一步を踏み出すとても大きな出来事です。お子さんが、安心して楽しく学校生活を送れるようにするために、その子の発達の過程をしっかりと見つけ、個性に合った環境づくり、関り方、学び方などを早めに見つけてあげましょう。早期からの支援は、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられています。



就学相談とは？

次年度に小学校や特別支援学校小学部へ入学するお子さんが対象になります。

お子さんが自身と意欲を持って生き生きと学び、能力を伸ばしていくために、適切な教育環境を考えていく出発点となる場と言えます。

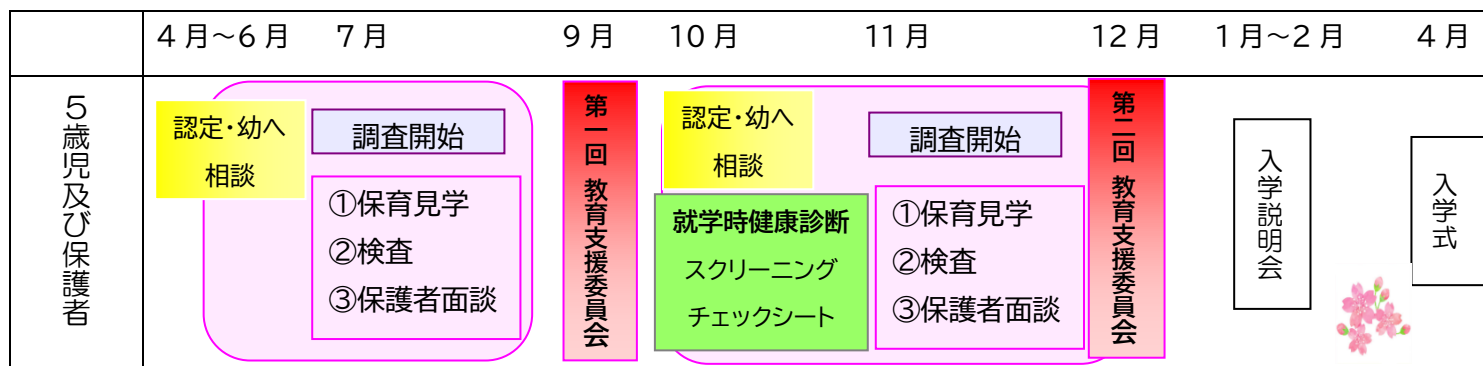
■就学相談はいつから始まるの？

- ・日常生活や園での集団生活の様子で、「おやっ、困っているのかな？」と気づいたときから
- ・就学時健康診断(スクリーニング検査・チェックシートを含む)の結果から

■就学相談はどんなことをするの？

- ・保護者の方と教育支援調査員との面談で、お子さんの可能性を最大限に伸ばすために、どのような教育環境や教育内容・方法が必要かを一緒に考えます。(保護者の方がお子さんにどのような教育を受けさせたいのかなどの希望も伺います。)

■就学相談の流れ



★教育支援委員会の審議は、年間2回です。

教育支援委員会とは…

学齢児の適切な就学のため、教育的、医学的、心理学的な視点から総合的に検討し、学びの場について判断する役割を持っています。就学後も、適切な教育ができるようにフォローアップしていきます。

多様な学びの場・柔軟な体制づくり

◇◆次のような学びの場が用意されています。◆◇

-通常の学級-

〈小学校〉

-特別支援学級-

- ・学級担任の配慮
- ・担任と学校全体での配慮(支援)

通級指導教室(設置:脇町小・岩倉小・美馬小・美馬中)

- ・学級担任の配慮
- ・担任と学校全体での配慮(支援)
- ・個に応じた教育
「個別の指導計画」等の作成

〈特別支援学校〉 -小学部-

- ・学級担任の配慮
- ・担任と学校全体での配慮
- ・個に応じた教育
- ・専門性を生かした教育

■連絡先

就学相談に関わる教育相談は、随時行っていますので、ご連絡ください。

美馬市教育委員会
Tel: 0883-52-8057

穴吹高等学校における「通級による指導」

【高等学校における「通級による指導」とは】

現在の課題だけでなく、卒業後の生活を見据え、進路指導や就職支援を含む自立と社会参加に必要なスキルの向上のため、一人ひとりの生徒の課題や目標に応じ、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供します。

【穴吹高等学校の「通級による指導」の特徴】

○学校の教育活動の一部に替える形で実施し、修得した単位は卒業単位として認められます。

各教科に共通する 必修教科・科目	総合的な探 求の時間	選択科目・教科		特別活動
		自立活動		

○2年次および3年次の教育課程に位置づけます。開講講座は次のとおりです。

講座名	ライフスキルトレーニング	講座名	ジョブスキルトレーニング
単位数	2単位	単位数	2単位
講座内容	卒業後の進路実現や社会的自立に向けて、必要な力であるコミュニケーションスキルやライフスキルに関する内容を学びます。他者とのよりよいコミュニケーションの在り方を考えるとともに、健康管理やストレス解消法、生活上の金銭・物品・時間の管理など社会人としてのライフスキルを実践的に学習します。	講座内容	卒業後の進路実現や社会的自立に向けて、必要な力であるコミュニケーションスキルやジョブスキルに関する内容を学びます。自分の長所や短所、特性に気付き、自己理解を深め、それぞれの進路に応じた課題（履歴書・志望理由書の作成や面接練習など）に取り組めます。

○個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成・活用して個別または少人数で授業を行います。

【受講の決定までの流れについて】

- 5～6月 1年次および2年次の保護者に対し、通級による指導について文書で案内
- 6～7月 個別説明会を希望する保護者に対し面談を実施し、自立活動について概要説明を行う
- 7～8月 本人・保護者の意向により受講を希望する場合は『自立活動履修願』を提出

お子さんのようすで気になることはありませんか？

～お子さんの成長につながる学びの場について、いっしょに考えます～

☆発達の状況に遅れや偏りがみられたり、心身に障がいがあったりする子どもたちの就学先について、保護者のみなさんや先生方と相談しながら決めていきます。

○いろいろな学びの場として

特別支援学校 …徳島県内に、視覚・聴覚・知的、肢体不自由、病弱・身体虚弱の各支援学校があります。

または



つるぎ町立小・中学校

- ・通常学級〈通級指導教室〉…発達障がいおよび言語の指導等、知的に遅れのない児童が対象です。半田小学校、貞光小学校内に設置。
- ・特別支援学級…知的障がい、自閉症、情緒障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障がい、聴覚障がいについて軽度の障がいがある児童生徒が対象です。町内全学校に設置。

○小学校入学までの流れ

9 月初旬～中旬ころ
知的発達検査「スクリーニングテスト」を行います。

↓
10 月上旬ころ
就学時健康診断のお知らせが配布されます。

↓
10 月～11 月
就学時健康診断
＊スクリーニング検査の結果により、個別発達検査を行います。

↓
11 月下旬～12 月初旬
就学先の決定(つるぎ町教育支援委員会開催)

↓
1 月末までに
小学校入学通知が送付されます。

↓
2 月初旬ころ
入学届の提出
各小学校の入学説明会が行われます。

↓
3 月末までに
入学に向けた準備をしてください。

↓
4 月上旬
各小学校入学式

就学等に関わる教育相談は、随時、おこなっています。
お気軽にご連絡ください。

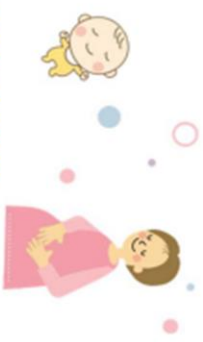
つるぎ町教育委員会
☎0883-62-2331



美馬市こども家庭センター

こども家庭センターでは、妊婦さんやお子さまのいるご家庭のさまざまな心配ごとの相談に対応します。

妊娠・出産・子育てでは、不安がいっぱい…
ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください



◆妊娠・出産・子育てのこと

◆子どもの成長のこと

◆家族のことなど

- ・初めての妊娠・出産で不安
- ・里帰り出産をしたい
- ・泣きやまないけどどうしたらいい？
- ・離乳食について知りたい
- ・予防接種や健診のことが知りたい
- ・なかなか言葉が出ない
- ・落ち着きがない
- ・勉強についていけない
- ・学校に行きたがらない
- ・ケガが多い
- ・保護者が病気になった
- ・子育てに疲れてきたから休みたい
- ・離婚した
- ・お金に困っている
- ・どんな支援があるか知りたい
- など
- など



電話、訪問、来庁
による相談が
できます

個人の秘密は
厳守します

本人・家族に限らず
どなたでもご相談
ください

相談先

美馬市こども家庭センター(子どもすこやか課内)
美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地

☎ 0883 - 52 - 2333



利用時間

月曜日～金曜日(祝日・年末年始はお休みです)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

母子保健事業

すくすく子育て相談	そばにいてだけで周りを楽しませてくれる、かわいいお子さんの成長は毎日の楽しみです。お子さんの身長・体重が知りたい。育児について疑問・不安がある。同じ年頃の子を持つ親同士で話がしてみたい・・・そんな方は「すくすく子育て相談」を利用してみませんか？ ●場 所 つるぎ町保健センター ●日 時 毎月第4木曜日9:30～11:30 ※実施日を変更する場合がありますので、町広報の「暮らしのカレンダー」をご覧ください。 ●対 象 乳幼児とその保護者 ●スタッフ 保健師、管理栄養士、作業療法士、助産師、保育士 
ことばと聞こえの相談	「ことばのつかえ(どもり)がある」「うまく言えない音がある」「声がうまく出ない」「聞き取りがうまくできない」などお子さんの成長過程のなかで直面する可能性のある様々な聞こえとことばに関する相談を行っています。 ●場 所 つるぎ町保健センター ●相談月 毎月 ※ 予約が必要です。相談月の前月までに保健センターに予約をしてください。 ●対 象 未就学児と保護者 ●スタッフ 言語聴覚士 
随時相談	お子さんに関すること(発達面や関わり方、食事に関する事など)について、家庭訪問や保健センターで個別相談をおこなっています。ご家庭での子育てがより楽しく充実したものとなるよう必要に応じ専門機関への紹介をしています。 お気軽にご相談ください。 ●事前に保健センターまでご連絡ください。 ●スタッフ 保健師、管理栄養士など

お問い合わせ: つるぎ町保健センター 0883-62-3313



○巡回療育相談

対象者:整形関係の心配事や先天性股関節脱臼健診で経過観察が必要と判断された者

日 時:偶数月 第一水曜日 午後 2 時30分から(事前予約が必要です)

内 容:整形外科医による相談や機能訓練(一人約 15 分程度)

スタッフ:整形外科医、保健師

実施場所:美馬保健所

予約は、

①市町保健師より保健所へ依頼

もしくは

②対象者より直接保健所へ依頼



お問い合わせ
美馬保健所 健康増進担当
住所:美馬市穴吹町穴吹字明連23
電話番号:0883-52-1018

発達相談

徳島県発達障がい者総合支援センター アイリス

住所:徳島県美馬市美馬町字大宮西 100-4
電話:0883-63-5211

★利用方法:来所相談は予約制です。事前に電話でお申し込みください。メールによる相談の申し込みも可能です。

★相談時間:午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(土日・祝日、年末年始を除く)

★費用:当センターの利用は無料です。※専門スタッフが相談に応じます。まずはお気軽にセンターまでご連絡ください。

<事業概要>

○相談支援:学校や職場、ご家庭での日常生活について相談をお受けし、助言や関係機関の紹介、情報提供などを行います。

○発達支援:相談の内容に応じて心理判定や発達検査を行うとともに、各種支援プログラムでサポートします。

○就労支援:就労に関する相談をお受けし、相談者の障がい特性に応じた就労準備支援、職業体験などを行います。

○普及啓発:発達障がいの正しい理解や支援方法についての普及を行います。

徳島県西部こども女性相談センター

住所:徳島県美馬市穴吹町穴吹字明連23
電話:0883-53-3110

18 歳未満の児童に関する以下のような相談に応じています。

○療育手帳判定

知的障がいをもつ児童についての療育手帳の判定

○発達相談

ことばの遅れ、落ち着きのなさ、かんしゃく、こだわりなど、主に幼児期の発達上の気掛かりに関する相談

○その他の相談

- ・虐待や家庭での養育に欠ける児童について
- ・非行、家庭内暴力などの問題行動について
- ・不登校について

○里親支援事業

里親制度に関する普及啓発、里親登録を希望する方への情報提供等



診断について

つるぎ町立 半田病院

住所:徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪 234-1
電話:0883-64-3145

○診療科

・小児神経専門外来:健診で「落ち着きがない」「ことばが遅れているかも」などと言われた、お友達とうまくいかない、授業を集中して受けられない、など何か気になることがあればお気軽にご相談してください。 ※予約のお電話は月曜日～金曜日(祝祭日を除く)午後1時から午後4時の間にお願いします。

*診察:第2・第4金曜日 午前、午後

徳島大学病院

住所:徳島県徳島市蔵本町 2 丁目 50-1
電話:088-631-3111

○診療科

・小児科 (神経・精神):てんかん、発達障がい、およびその他の種々の神経筋疾患の診断と治療を行っています。



徳島赤十字ひのめ医療療育センター

住所:徳島県小松島市中田町新開 4 の 1
電話:0885-32-0903

○診療科

・小児科:脳・神経や筋肉に障がいのある子どもおよび、運動や言葉の遅れ、けいれん、発達障がいのある子どもの診察と治療、リハビリテーション、予防接種、医療・療育相談等を行っています。外来診察は平日において予約制で対応しています。障がいのある方の治療、リハビリテーション、検査の入院も受け付けております。

医療法人医生会宮内クリニック

○診療科

・小児科、心療内科

住所:徳島県徳島市名東町2-660-1

電話: 088-633-5535

四国こどもとおとなの医療センター

○診療科

・こどもメンタルヘルス科(児童精神科):言葉の遅れや吃音、構音の問題、自閉症スペクトラム(広汎性発達障がい、自閉症、アスペルガー症候群など)やAD/HD(注意欠陥多動性障害)に伴う問題行動、不登校、心因性の頭痛や腹痛、食行動の問題、気分の落ち込み、やる気が出ない、イライラ感、人の目線が気になる、といったところの不調。

※初診、再診とも完全予約制で、18歳までの方を対象としています。初診時には、他院からの紹介状が必要となります。





病院名	リハビリ内容	提供日・提供時間	所在地・連絡先
医療法人芳越会ホウエツ病院	○言語療法、作業療法	○月～土 9:00～16:30 初診（受付のみ） 月・水 13:30～16:30 木 14:00～16:30 金 9:00～16:30	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南 130-3 電話：0883-52-1095
医療法人 徳寿会 鴨島病院	○言語療法	○月～金 9:00～17:00 ※完全予約制（週1回20～60分の個別指導） ・小児神経外来は月2回（当院リハビリを利用している又は利用予定の方のみ） ・対象は乳児～就学前まで	吉野川市鴨島町内原 432 電話：0883-24-6565
J A徳島厚生連 吉野川医療センター	○言語聴覚療法	○月～金：8:30～16:45（予約制） ・受診の際は耳鼻咽喉科の診察が必要です。 ・受診希望の方は一度、お電話にてお問い合わせください。	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120 電話：0883-26-2222
医療法人 三野田中病院	○言語療法	○月～土（日曜・祝日以外）	三好市三野町芝生 1242-6 電話：0883-77-2300
三好市国民健康保険 市立三野病院	○言語訓練、環境調整	○月～金：9:00～17:00 ・電話での予約が必要。初診時は母子手帳を持参ください。週1～2週1回の頻度（状態により変更します。）で予約制です。	三好市三野町芝生 1270-30 電話：0883-77-2323
医療法人 真樹会 宇高耳鼻咽喉科医院	○乳幼児の聴力検査 ○言語訓練	○月、火、水、金、土：8:45～18:00 （※要予約/受付17:00まで） ・言語初診は水曜日（※要予約）	名西郡石井町石井字石井 635-29 電話：088-675-0750